# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 鴛海 豊

1 日 時

令和2年3月19日(木) 午後2時01分から 午後4時23分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

鴛海豊、御手洗吉生、志村学、古手川正治、守永信幸、玉田輝義、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、大友栄二、木田昇

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

#### 8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11号議案、第42号議案及び 第43号議案については、可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。

第41号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。

(2) 第23号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、全会一 致をもって決定した。

第25号議案及び第26号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、いずれも賛成多数をもって決定した。

(3) 大分県地域強靱化計画の見直しについて、玉来ダム建設事業の進捗状況について及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について、執行部から報告を受けた。

### 9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 矢野順子 政策調査課政策法務班 主幹 光延慎一

## 土木建築委員会次第

日時:令和2年3月19日(木)14:00~

14:00~16:25

場所:第3委員会室

#### 1 開 会

### 2 土木建築部関係

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和2年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)

第 10号議案 令和2年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

第 11号議案 令和2年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算

第 41号議案 令和2年度における土木事業に要する経費の市町村負担について

第 42号議案 おおいた土木未来プラン2015の変更について

第 43号議案 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(2) 合い議案件の審査

第 23号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 25号議案 大分県長期総合計画の変更について

第 26号議案 第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

(3)諸般の報告

- ①大分県地域強靱化計画の見直しについて
- ②玉来ダム建設事業の進捗状況について
- ③土砂災害防止法に基づく基礎調査について
- (4) その他

3 協議事項 16:25~16:30

4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**鴛海委員長** ただいまから、土木建築委員会を 開きます。

本日は、審査の都合上、予算特別委員会の分 科会もあわせて行いますので、御了承願います。 本日は、委員外議員として、太田議員、大友

議員、木田議員が出席されています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委 員の質疑の終了後に挙手をし、私から指名を受 けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔 に御発言願います。

それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた 議案6件及び、合い議3件です。

この際、案件全部を一括議題としこれより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和2年度大分県一般会計予算の うち、本委員会関係部分について執行部の説明 を求めます。

湯地土木建築部長 第1号議案令和2年度大分 県一般会計予算の総括的な内容について御説明 します。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお 開きください。令和2年度当初予算説明資料 (土木建築部)です。

まず、1歳出予算の表の一番左の列、一般会計ですが、土木建築部の予算額については、中ほどの土木建築部(A)の欄、上から7番目の計の欄、太字で記載しているとおり、当初予算額は1,069億7,582万2千円を計上しており、本年度7月補正後予算額に比べ、率にして1.9%の減となっています。

その下の内訳の欄を御覧ください。公共事業は777億9,618万9千円で、本年度7月補正後予算額に比べ、率にして0.1%の増となっています。

内訳としては、一般公共が561億6,34 7万9千円、災害関連が31億5,312万1 千円、国直轄事業の負担金が54億8,106 万9千円、公営住宅が6億4,957万6千円、 災害復旧が123億4,894万4千円となっています。

公共事業における主な取組としては、災害のさらなる頻発・激甚化に対応するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等も活用しながら、玉来ダムの整備や河川改修等の治水対策、砂防設備や地すべり防止施設の整備等の土砂災害対策、大分臨海部コンビナート護岸の強化等の地震・津波対策などの防災・減災対策を積極的に進め、県土の強靱化を加速前進させていきます。

また、九州の東の玄関口として、人や物の流 れの拠点化づくりを進めるため、中九州横断道 路や中津日田道路など広域道路ネットワークの 整備にも重点的に取り組んでいきます。

次に、内訳の一番下、非公共事業については 291億7,963万3千円で、本年度7月補 正後予算額に比べ、率にして6.8%の減となっています。

非公共事業における主な取組としては、バックウォーター現象等による堤防決壊を防ぐための、本川と支川の合流部における堤防強化対策や、国が新たに創設した緊急浚渫推進事業を活用した、小規模河川の維持掘削などに取り組みます。

加えて、建設産業における女性の活躍の推進 や、大分港などにおける港湾の特殊性を考慮し た津波避難計画の策定などにも取り組んでいき ます。

次に区分欄、特別会計を御覧ください。まず、 1番目の大分県公債管理特別会計については、 当初予算額として4億1,546万円、その下 臨海工業地帯建設事業特別会計については、当 初予算額として8億1,905万3千円、その 下港湾施設整備事業特別会計については、当初 予算額として27億4,473万3千円を計上 しています。

続いて、2債務負担行為については、一般会計で27件206億3,699万4千円、港湾施設整備事業特別会計で1件1億5千万円の限度額となります。

以上をもって、令和2年度当初予算関係の総 括的な説明を終わります。

**渡辺土木建築企画課長** まず、土木建築部関係 分の債務負担行為について御説明します。

資料令和2年2月大分県議会定例会議案の1 7ページをお開き願います。第2表債務負担行 為です。

土木建築部関係については、24ページの下から4番目、46番の公有地の拡大の推進に関する法律により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対する債務保証から、27ページの下から2番目、72番の県有建築物防災対策推進事業までの27件ですが、このうち主なものについて御説明します。

24ページにお戻りいただき、下から3番目、47番の国道197号道路改良事業については、 鶴崎拡幅の橋梁工事などに伴い22億5千万円 の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、26ページをお開きください。上から 4番目、61番の玉来ダム建設事業については、 玉来ダムの放流設備や管理用道路工事などに伴 い、6億円の債務負担行為の承認をお願いする ものです。

その他は、トンネルや橋梁といった規模の大きな工事に加え、適切な工期を確保すると、工期が令和3年度以降にわたる工事等について債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、土木建築企画課関係の歳出予算のうち、 主なものについて御説明します。

別にお配りしている令和2年度土木建築部予 算概要の17ページをお開き願います。左上の 枠外に款、項の名称、右上枠内に目名を記載し ています。また、表の一番左の列に事業名、そ の右隣には2年度当初予算額を記載しています。

一番下の建設産業構造改善・人材育成支援事業費ですが、予算額は2,375万円です。

表の一番右の事業概要欄を御覧ください。

本事業は、喫緊の課題である建設産業の担い 手確保等を図るため、建設労働者のUIJター ン促進のためのプロモーション業務や、労働者 の就労環境や処遇の改善につながる取組への支 援、産学官連携による建設産業の魅力発信など を行うものです。

山本建設政策課長 建設政策課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

15ページをお開き願います。事業名欄の上 から3番目、共生のまち整備事業費ですが、予 算額は8千万円です。

本事業は、高齢者や障がい者はもとより女性 や子どもを含む全ての県民が障壁がなく自由に 行動できるよう、歩道の段差解消やスロープ・ 手すりの設置など県が管理する公共施設のバリ アフリー化に取り組むものです。

次に一番下、地域の安心基盤づくりサポート 事業費ですが、予算額は8,200万円です。

本事業は、地域に安心して住み続けられるよう、防災や生活環境の保全等を図るため、河川 等の支障木伐採などを業者と連携して行うとと もに、ボランティア等の地域活動を支援する資 機材の整備を行うものです。

**但馬用地対策課長** 用地対策課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

14ページをお開き願います。事業名欄の上から4番目、公共用地先行取得事業費ですが、 予算額は10億円です。

本事業は、緊急に用地買収が必要となった場合に、機動的に対応するため、大分県土地開発 公社が先行取得により事業用地を確保するため の貸付金として、あらかじめ確保しているもの です。

**種蔵道路建設課長** 道路建設課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

21ページをお開き願います。事業名欄の一番上の道路橋梁調査費ですが、予算額は9,267万9千円です。

本事業は、中津日田道路の耶馬溪〜山国間など国県道における将来の新規事業化に向けた事前調査や道路台帳補正などを行うものです。

次に、22ページをお開き願います。

事業名欄の上から3番目、(公)国直轄道路 事業負担金ですが、予算額は30億円です。

本事業は、国土交通省が管理する一般国道の 改築等に要する費用の負担金です。

藤崎道路保全課長 道路保全課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

24ページをお開き願います。

事業名欄上から2番目、道路維持修繕費ですが、予算額は19億5,919万4千円です。

本事業は、安全で快適な道路環境を確保する ために行う街路樹の管理や道路の清掃・草刈り 並びに道路パトロール、応急維持補修などを行 うものです。

次に、その三つ下、身近な道改善事業費ですが、予算額は8億円です。

本事業は、住民の生活に密着した道路の利便 性・安全性を低コストかつ短期間で向上させる ため、路肩の拡幅や簡易歩道の整備などの小規 模な改良や通学路安全対策を実施するものです。

次にその上、(単)道路防災事業費、予算額 9億2,450万円と、次の25ページ、事業 名欄の一番下、(公)道路防災事業費、予算額 33億3,075万8千円ですが、これらの事業は、防災拠点などを結ぶ啓開ルートや孤立集 落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策 を実施するものです。

**古庄河川課長** 河川課関係の歳出予算のうち、 主なものについて御説明します。

30ページをお開き願います。事業名欄の上から2番目、河川海岸維持管理費ですが、予算額は2億4、451万5千円です。

本事業は、芹川・北川ダムの管理者負担金や 河川・海岸の堤防の草刈費などの管理業務に要 する経費です。

次に、下から2番目、洪水時等避難行動支援 事業費ですが、予算額は1,056万8千円で す。

本事業は、洪水時の住民の的確・確実な避難 行動を支援するため、市町村が行う最大規模の 洪水を想定した洪水ハザードマップ作成に要す る経費に対し助成するものです。 また、高潮時の住民の的確・確実な避難行動を支援するため、高潮特別警戒水位の設定、水 位周知海岸の指定及び基準水位観測所設置の検 討を行うものです。

次に、31ページを御覧ください。事業名欄の一番上、総合治水対策推進事業費ですが、予算額は5千万円です。

本事業は、頻発・激甚化する豪雨や台風災害への対策を推進するため、最新の雨量データを用いた検証を行い、対策箇所や緊急度等を整理し、ハード・ソフト対策をより効果的に組み合わせた総合的な治水対策プランの検討を行うものです。

次に、33ページをお開き願います。

事業名欄の一番下、河川施設災害防止緊急対 策事業費ですが、予算額は15億円です。

本事業は、災害に対して強靱な県土をつくり 県民の安全を確保するため、国庫補助事業の対 象とならない中小河川の河床掘削や堤防かさ上 げ、樹木伐採等を実施するものです。

次に、36ページをお開き願います。事業名欄の上から3番目、(公)災害復旧事業費ですが、予算額は63億8,394万4千円です。

本事業は、過年災害分として平成30年及び 令和元年に被災した河川等の復旧を引き続き進 めるとともに、現年災害分として令和2年に新 たに災害が発生した際に、迅速に対応できるよ う、あらかじめ計上するものです。

**外池港湾課長** 港湾課関係の歳出予算のうち、 主なものについて御説明します。

37ページを御覧ください。事業名欄の上から2番目、ポートセールス体制強化推進事業費ですが、予算額は1,559万4千円です。本事業は、大分港(大在地区)をはじめとした県内港の活性化を図るため、利用促進・集荷推進対策などを通じて、ポートセールスを強化するものです。

次に、39ページをお開きください。事業名欄の下から3番目、(公)津波危機管理対策緊急事業費ですが、予算額は7,329万円です。本事業は、津波・高潮対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能を確保するため、

施設の整備を実施するものです。

次に、41ページをお開きください。

事業名欄の下から2番目、(公)港湾改修統合事業費ですが、予算額は、3億2,667万5千円です。本事業は、岸壁や防波堤などの既存施設の機能維持及び利便性の向上を図るため、維持補修及び局部改良を実施するものです。

次にその下、(公)国直轄港湾事業負担金ですが、予算額は5億620万7千円です。本事業は、国が実施する航路浚渫、防波堤及び岸壁などの整備に係る負担金です。

次に、42ページをお開きください。事業名欄の上から2番目、(公)国直轄空港事業負担金ですが、予算額は2億8,481万4千円です。本事業は、国が実施する大分空港の整備に係る負担金です。

高橋砂防課長 砂防課関係の歳出予算のうち、 主なものについて御説明します。

45ページをお開きください。事業名欄の上から4番目、(公)急傾斜地崩壊対策事業費ですが、予算額は20億4,381万円です。本事業は、急傾斜地崩壊危険区域のうち、緊急度の高い地区について、擁壁工、法面対策工などを実施するものです。

次に、46ページをお開きください。事業名欄の一番上の土砂災害情報提供強化事業費ですが、予算額は2,414万9千円です。

本事業は、土砂災害警戒区域等に指定された 地区について、速やかに地域住民への周知を図 るため、市町村が行う土砂災害ハザードマップ の作成委託に要する経費に対し助成するととも に、的確な避難行動を促進するため、土砂災害 専門家を派遣し、防災教育やハザードマップを 活用した避難訓練を実施するものです。

次に、その下の砂防施設・急傾斜地災害防止 緊急対策事業費ですが、予算額は13億円です。 本事業は、災害に対して強靱な県土をつくり 県民の安全を確保するため、緊急自然災害防止 対策事業を活用し、国庫補助事業の対象となら ない急傾斜地の法面対策や砂防設備等の整備を 実施するものです。

岡本都市・まちづくり推進課長 都市・まちづ

くり推進課関係の歳出予算の主なものについて 御説明します。49ページをお開きください。 事業名欄上から4番目、都市政策推進費ですが、 予算額5,835万5千円です。

本事業は、都市計画法に基づき定期的に実施する基礎調査や、都市計画区域マスタープラン 改訂に伴う説明会開催や県民向けのパンフレット作成などを行うものです。

また、大分都市圏総合都市交通計画の見直し や、大分スポーツ公園へのアクセスなど、県都 大分市の交通円滑化に関する検討を行っていき ます。

次に、52ページをお開きください。

事業名欄上から3番目、(単)街路改良事業費ですが、予算額3億1,823万8千円で、別府市の山田関の江線ほか、都市計画道路6路線の整備促進を図るものです。

三村公園・生活排水課長 公園・生活排水課関 係の歳出予算のうち、主なものについて御説明 します。

53ページをお開きください。農業集落排水 事業費、予算額4,250万円は、大分市、佐 伯市など10地区で実施する農業集落排水施設 の改築工事に対し、補助するものです。

次に、55ページをお開きください。事業名欄の上から3番目、大分スポーツ公園等管理運営事業費、予算額5億1,166万8千円は、大分スポーツ公園などの都市公園の指定管理者管理運営委託などに要する経費です。

その二つ下、(公)県営都市公園長寿命化対 策事業費、予算額3億7,695万円は、大洲 総合運動公園など公園施設長寿命化計画に基づ いて行う施設の更新に要する経費です。

**樋口建築住宅課長** 建築住宅課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

58ページをお開き願います。事業名欄の上から2番目、住宅耐震化総合支援事業費ですが、 予算額は7,97万7千円です。

本事業は、昭和56年以前に建築された旧耐 震基準の木造住宅等の耐震性を向上させるため、 住宅所有者が行う耐震診断・耐震改修に対して 市町村が補助する場合に、その一部を助成する ものです。

次にその下、子育て・高齢者世帯住環境整備 事業費ですが、予算額は3,127万1千円で す。

本事業は、子育て世帯の住環境の向上や高齢者の暮らしの安心確保及び三世代同居の支援に向けた住宅改修等に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものです。

**大野公営住宅室長** 公営住宅室関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

5 9ページを御覧ください。事業名欄の一番 上、県営住宅等管理対策事業費です。

本事業の予算額は、5億7,194万7千円で、県営住宅等の計画修繕や家賃滞納者に対する法的措置、管理代行者への使用料収納や入退去等の業務委託などに要する経費です。

次に、60ページをお開き願います。事業名欄の一番下、県営住宅ストック活用推進事業費ですが、予算額は2億1,225万6千円です。

本事業は、県営住宅の安全で安心な住環境の 確保や、空き住戸等の既存ストックの有効活用 を推進するため、老朽化した外壁、ベランダ等 の補修を緊急的に実施するとともに、空き住戸 の改善工事等を実施するものです。

中園施設整備課長 施設整備課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

62ページをお開きください。

事業名欄の一番上、県有建築物防災対策推進 事業費ですが、予算額は1億4,679万1千 円です。

本事業は、南部保健所等の建築設備の防災対 策強化や県有施設の吊り天井耐震化設計に要す る経費です。

次にその二つ下、営繕関係受託事業費ですが、 予算額は4億2,554万円3千円です。

本事業は、県立病院の大規模改修工事の経費です。

以上で令和2年度一般会計予算に係る説明を 終わります。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

守永委員 4点ほどあって、まず一つが予算概要18ページの建設産業女性活躍推進事業費ですが、この中のスキルアップセミナーは具体的にどのような取組をするのか、教えてください。

それと、31ページの河川堤防緊急対策事業 費は補強とあわせて監視システムの設置も検討 されているのか、教えてください。

それと、32ページの緊急河床掘削事業費ですが、これは小規模の河川の氾濫防止ということですが、実施の順番付けとしては緊急性の高い順番となるのでしょうか。河床掘削の際は基本的には下流の方から行うと前に聞いたことがあるんですけれども、そういった順番付けに影響するような要因があるのか、教えてください。

それと、39ページの港湾津波避難計画策定 事業費なんですけれども、避難計画の策定とあ わせてこれに必要なハード整備についてはどの ようにしていくのか、教えてください。

渡辺土木建築企画課長 私からは、建設産業女 性活躍推進事業費の中のスキルアップセミナー についてお答えします。

この事業は、建設産業において女性の雇用の 比率が少ないので、例えば、工務技術コースだ とか積算コスト管理、あるいはICT機器など のITツールのような、要するに力仕事ではな く今の先端技術を使った部分の研修していただ いて、スキルアップをすることによって女性の 雇用の場を広げていくことを狙っているもので す。

古庄河川課長 31ページ、河川堤防緊急対策 事業費の監視システムですが、令和2年度に堤 防舗装を実施して、地質調査を行う予定にして います。

昨年度の台風第19号で多くの決壊が起こった堤防の法尻等の対策工法を令和2年度に決めていくので、まだ監視システム等については検討していません。

それから、32ページの緊急河床掘削事業費ですが、この河川掘削事業は今5か年ごとの計画を策定して進めています。現行は平成30年から令和4年度までの計画です。今年度以降3か年の計画ですので、毎年出水による堆積状況

や予算等を踏まえ、見直しを行って進めています。

外池港湾課長 港湾の避難計画の件です。

港湾の特殊性についてですが、海岸保全施設よりも前面、海側のエリアについては、水が上がったときには漬かる前提となっているので、その部分の避難計画を立てるということで、今回の予算については、ハードよりも避難計画の策定をメインに考えています。

守永委員 スキルアップセミナーに関しては、 そういうことだろうなというイメージはあるんですけれども、実際問題、現場でどういう職に就いている女性を対象としているのかがなかなか結び付かなかったもんですから、いろんな雇用主の経営管理や雇用管理の在り方などの状況を把握しながら募集をかけて、スキルアップをさせているということなんだろうと思っています。やりがいを感じながら働けるような環境づくりをお願いしたいと思います。

あと、河川堤防緊急対策の関係では、やはり 自然災害の際にどういう状況か現場に行って見 るのは非常に危険を伴うことが多いと思います。 また、監視しなければならない箇所が多くなっ てくると、なかなか人手が間に合わないことも あるでしょうから、補強とあわせて、そういっ た遠隔監視できるシステムもぜひ検討していた だければと思っています。それは要望としてお 願いします。

あと、河川の掘削については、それぞれの状況を見ながらということで、了解しました。

あと、港湾の津波避難計画については、計画 策定がメインに出ているのは分かっているんで すけれども、佐伯みたいに高台を造るとか、そ ういった具体的なハードを伴う避難計画しか立 てられない、いわゆる逃げようがない地域に対 しては、ハード整備についての計画もしながら でないと、と思うんです。そういったプランは お持ちなのか、当面この計画策定に、どう絡ん でいくのか、ハード整備について何か考え方が あれば教えてください。

**外池港湾課長** 当面さきほど委員が言われたように、避難高台とか避難ビルへの避難が前提に

なろうかと思います。この辺の避難高台等については、地元市町村等と連携しながら、港湾就 労者が安全に避難できるハードについても、考 えていくべきだと思っています。

堤委員 まず24ページ、身近な道改善事業費の8億円、これはもう何年か8億円なんだけれども、結構要望が上がってくる。申請は確かに8億円以内で終わるでしょうけど、実際の地域からの要望は何件ぐらいあるんだろうかなといつも思うんです。8億円でたぶん締め切るでしょうから、市の方もそれ以上は上げないでしょうし。実際の要望を市の方からつかんでいるかどうかを一つ確認させてください。

それと、37ページ、RORO船の補助金について、1,260万円の補助金の助成、こういうのはどういうものに出すのかが二つ目。

もう一つ、39ページの国直轄海岸事業費負担金、これは多分、日鉄の関係の護岸工事でしょうから、令和2年度の工事の状況、どういう工事に入るのかを教えてください。

最後に、今回、公営住宅の条例改正が出てくるよね。様々なことが変わったり、保証会社を 選任したりするんだけど、その予算がこの公営 住宅の関係でどこに入っているかを教えてくだ さい。

藤崎道路保全課長 身近な道の関係の要望について、来年度着手する箇所が今のところ93件ほど予定しています。そのうち、市町村からも含めた地域からの要望件数は77件です。残りの16件については、土木の方で舗装関係をやるとか、そういったところです。

外池港湾課長 RORO船の助成ですが、今は トラックで九州とか大分から関東方面に向かっ て陸送をしている運送事業者で、試験的にRO RO船を使ってみようという事業者に1台当た り7万円を助成して、一遍使っていただいて、 船を使うことのメリットを実感していただいて、 それ以降の利用につなげていきたいと考えてい ます。

それから、海岸整備ですが、今、津留地区の 製鉄所の前面護岸のかさ上げを行っています。 ちょうど今年度から事業を開始していて、既存 の堤防の基礎部の地盤改良を行って、堤内地が 陸側に鋼矢板で打ち込んで、堤防のかさ上げを しています。西の方から進めているんですけれ ども、その工事は連続して東側に延伸していく 形で事業を進めているところです。

大野公営住宅室長 私からは条例改正に伴う経費的な面、どこに含まれているのかというお尋ねについてお答えします。

概要書の59ページ、さきほど御説明した一番上の県営住宅等管理対策事業費、この事業の中でいろいろな公営住宅の管理運営に伴う事務的経費が全て計上されています。条例改正に伴い、特段新たな費用は発生しません。様式を変えたり、あるいは新しい制度の周知を図る、そういった事務を公営住宅室として直接、あるいは管理運営を行っている住宅供給公社にお願いするようになります。この中であえて申し上げれば、概要欄一番上の公営住宅等の委託料、職員旅費、印刷製本費などの中に含まれるとお考えいただければ結構かと思います。

堤委員 身近な道の関係では、77件の地域が全部ということかな。地域からの要求は一杯あるんだけれども、結局枠があるから、市役所の方でそれ以上は言うても無駄よということではなくて、77地域というのは100%地域から上がってきたと認識してもいいのか、それが一つ。

RORO船の関係、1台当たり7万円のトライアル補助金ということなんだけれども、これは来年度だけの事業で、1年間かけてやるということなのかな。RORO船を使うような、多分日産か、ああいうところがメインになるのかなと思うんだけれども、それ以外に何か考えているのがあるんですか。大量じゃないと輸送できないでしょうから。その2点を教えてください。

藤崎道路保全課長 77件、100%地元からの要求です。ただ、そのほかにまだ地元との調整だとか、例えば水路に蓋をかけるにしても、水路管理者の調整とかが済まないと着手できませんので、今の時点ではその辺が全部クリアしたものという捉え方で100%とお考えいただ

いていいかと思います。

**外池港湾課長** 助成については、今年度限りというよりも定着するまで我々としては要求していきたいなと考えています。

具体的な貨物が、例えば、日田から林産品とかを今、陸送で送っているのを船で送ろうとか、あと、県南の鉱山で出てくるものをフレコンバックに詰めて陸送しているんですが途中で荷崩れして、お客さんからクレームが来るので船に積み替えようとか、自動車関連以外も裾野の広いユーザーがありますので、今ポートセールスしていろいろな業種の方にPRを進めているところです。

玉田委員 15ページの共生のまち整備事業費 についてです。昨年の12月に豊後大野市に盲 人協会ができまして、目の不自由な人と話をし よったら、やっぱり音声のある信号機がないと、 なかなか道路を渡りきらんという話を聞きまし た。確かに豊後大野市には、音声付きの信号機 は三重町の中心部に何基かしかないんです。あ る会議で土木事務所の方が高齢者と一緒になる 機会があって、高齢者の方が盲人協会にも関わ っている方で、協会ができたことと、信号機で 困っている方がおられるみたいですという話を したら、すぐに土木事務所の方が、これからま たそういう要望があったら、どんどん寄せてく ださいと言ってくれたと、非常に団体の方も喜 んでいました。要望としては、当事者団体の声 をいい機会としてつくっていただけるとありが たいなと。目の不自由な方は特にそうですし、 それから認知症で徘徊を疑われる方もいらっし やるので、その辺は県警本部と連絡を取りなが ら、うまくこの共生のまち整備事業を進めてい ただきたいなと思いますので、どうかよろしく お願いします。

質問は22ページの公共の交付金事業で、豊 後大野市として一番の課題の県道三重新殿バイパスですね。徐々に進んでいるイメージは出てきているんですけれども、まだ大きな橋梁の問題もありますし、再三一般質問も含めて、土木事務所にも早く早くと話はしているんですけれども、来年度の見通しが一つ。 そして三重新殿線とあわせて三重町の駅前のの開発も今進めています。市が駅周辺の用地を買収して、そして計画を持って、県と調整してやっていくようになっていますが、来年度、どういう見通しになっているか、以上2点についてよろしくお願いします。

種蔵道路建設課長 まず三重新殿線の整備状況ですが、まず全体10.2キロある中で6.4 キロ今開通して、残りを2工区で整備します。

まず秋葉内田工区は、用地取得が順調であれば来年度工事着手に進みたいという状況です。

牟礼前田ですが、こちらの用地は取得済みです。お話があったとおり、大規模な橋梁や土工工事が残っているので、着実に進めていきたいと考えています。

**岡本都市・まちづくり推進課長** 三重町駅周辺 のまちづくりの今後の予定について御説明しま す。

当駅前は歩行空間が非常に狭いということから、歩行空間の確保やにぎわい創出、あわせて歩行空間の創出に向けた周辺環境の整備が課題となっています。このため、豊後大野市が主体となり、ぶんごおおの未来カフェと呼んでいる官民連携の市民会議を平成26年度に立ち上げて、構成員でのまち歩きやワークショップの開催、三重町停車場線の歩行者天国等の社会実験を進めています。これらを基に、平成29年3月に未来カフェから市長に対して、三重町駅周辺まちづくり基本計画を策定し、翌年の30年から都市再生整備計画事業の第1期計画で平成30年度から令和4年度の5か年で駅前の道路整備や駅南側の広場整備を既に進めています。

今後は、三重新殿線バイパスの全線開通に伴い、駅周辺の交通の流れが大きく変化することから、駅前の三重停車場線を歩行者優先の道路整備とし、あわせて代替路線としてホテルますの井の前の市道高一停車場線の拡幅改良も予定しています。新年度都市計画変更の手続の着手を市とともに進めていきます。

**玉田委員** 駅前の方はよろしくお願いします。 それから、県道三重新殿線のバイパス、非常に これからまだ時間がかかるかもしれませんけれ ども、早くどうかよろしくお願いします。

志村委員 44ページの県単独の急傾斜ですね。 今年は市町村事業について、やはり受益者負担 というのがネックになってなかなか進まなかっ たということもあったもんですから、最終的に 県の負担分を10分の4から10分の5に上げ ていただいたと、大変ありがたいことだと思っ ております。やっぱり市町村負担を軽減するん じゃなくて、それを受益者に還元できるように きちっと市町村と話をすることが必要じゃない かと思うんですね。市町村によっては受益者負 担が異なる、多分統一じゃないと思うんですね。 その辺も踏まえて、10分の1の県費上乗せを ぜひ受益者にしっかりと還元して事業が促進で きるように、市町村との話合いを進めていただ きたいと、お願いをしたいと思っています。そ の辺の進め方について、一つお願いします。

高橋砂防課長 市町村営の急傾斜事業に対する 県の負担率を上げることについてです。市町村 の場合、当然市町村が自ら負担する部分と県の 助成と、あと受益者から負担金をいただいてい る部分があります。受益者からの負担金の取り 方は各市町村で少し異なる状況でして、ある一 定額を超える事業費が必要な箇所については、 その額を上回る部分は全て受益者から負担を取 るとか、全体事業費に対して受益者からいただ く負担金の額は、例えば10%ですよという一 定の設定をしている市町村もあります。令和2 年度から県負担を増やして市町村負担を減らし たということも含めて、受益者の負担について は、県と市町村とで、受益者の負担を少しでも 軽減するという意識を持ちながら、どうすべき か一緒になって考えていきたいと思っています。 志村委員 この増やしたことが事業を促進する ということですので、ぜひくれぐれもよろしく お願いします。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

木田委員外議員 予算概要31ページの最下段、バックウォーター現象の補強工事ですが、緊急

度の高いものからやられると思うんですが、大 分と佐伯と日田の他にも同程度の緊急度の河川 箇所、合流部箇所が県内まだあるんじゃないか と思うんです。同程度の危険箇所が他にも県内 何か所あるか、分かるようでしたら教えてくだ さい。

そして、新年度の用地買収費についてですが、登記簿の表題部の所有者不明、不備による所有者不明土地のために用地買収が困難になっている事例が公共事業の中でもいくつかあるんじゃないかと思います。新しい登記及び管理の適正化法が新年度、順次施行されていくことで、県道の拡幅の阻害になっているような所有者不明土地の用地買収がある程度進む見込みがあるのかどうか、教えてください。

古庄河川課長 河川堤防緊急対策事業における バックウォーター現象があと何か所ぐらいある かという質問ですが、本川と支川の合流部で懸 念される箇所が今27か所ということを押さえ ています。この中から3河川については被災実 績があるということで、今回選定しています。

但馬用地対策課長 所有者不明土地についてですが、昨年、不動産登記の公簿上の調査であるとか、地域福利増進事業の創設といった内容の、保護法が完全施行されています。今実際に土木事務所の用地担当が所有者不明土地に関して、財産管理人制度とか認可地縁団体の制度を利用しています。30年度の実績は、全体で892件の契約に対して4件、割合的には0.4%です。所有者不明土地法の関係で、今年度民法改正で新たな法律施行を秋以降に予定していると聞いていますので、情報を収集しながら、活用できるところはしていきたいと思っています。

太田委員外議員 予算概要の24ページと25ページと26ページに、それぞれ道路維持修繕費と道路防災事業費と、安全・安心な道路環境創出事業費という新規事業がありますね。よく別府一の宮線を利用しているんですが、かなり老木が道路の上にのしかかって、いつか折れて交通障害になるのでは、と感じます。道路パトロールで下草は大体1メートルぐらい切っているんですが、その上の4メートルは全然切って

いないんで、のしかかっているような状況で、 大きい木を切ると今度は法面が崩壊したり落石 が起きるんじゃないかと。あとは、国立公園内 になるんで、簡単に切れない状況もあるかと思 うんです。その辺をどうこの三つの事業で調整 するんでしょうか。それと新規事業の3千万円 は均等に各土木事務所に割り振るということな んですか。

藤崎道路保全課長 おっしゃったように、別府 一の宮線はかなり木が生い茂っている状況です が、基本的にこの道路維持修繕費では、建築限 界、要は車の通行に支障となる空間、そこには み出しているものについて処理をします。草を 切ったり、枝を切ったりしていきます。

新たな安全・安心な道路環境創出事業費では、 今は通常の通行には支障がないけれども、台風 とかによる倒木によって道路が塞がれた場合に 災害復旧活動に支障があるとか、迂回路がなく なって孤立してしまうとか、そういったおそれ のあるところや幅員の狭いところを今、事前に 道路パトロールとか、去年の倒木の実際に被害 があったところ、実績のあったところをピック アップして対象にする予定です。当然所有者が いらっしゃるので、まず木の所有者にお願いし て、そちらで伐採ができないということであれ ば、県でということになります。全土木にこの 3千万円を均等に割り振るかと言うと、それは まだ今からです。

太田委員外議員 冬は比較的葉っぱが枯れて見 通しがよくて、作業をするには今が一番いいん ですよね。新芽が吹いて葉っぱがつくと、結構 作業が大変になるんで、本当はこの時期に作業 すると非常に効率がよくて、見通しが立つんで すよ。

それと、県道のカーブですが、もう30年生 ぐらいの木が張っていて見通しがものすごく悪 くなっている箇所が結構あるんですけど、そう いうところもやっていただけるんでしょうか。 藤崎道路保全課長 この新しい安全・安心な道 路環境創出事業費の対象は、さきほど言ったよ うに、倒木によって災害復旧の妨げになるとか、 孤立集落になるおそれがあるとか、そういった ところですので、この事業ではちょっと活用は 難しいかなと思います。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと決することに御 異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと決することに賛 成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

鴛海委員長 賛成多数であります。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案令和2年度大分県臨海工 業地帯建設事業特別会計予算について、執行部 の説明を求めます。

外池港湾課長 第10号議案令和2年度大分県 臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、 御説明します。

令和2年度土木建築部予算概要の63ページをお開き願います。表の一番左、区分欄の上から2番目です。予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にあるように8億1,905万3千円です。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の二つ右、財産収入として、土地利用計画の変更に伴う臨海特会から港湾特会への土地の所属替えなどによる収入が8億1,005万円、その右、繰入金として、減債基金からの繰入金が890万3千円です。

次に、65ページをお開き願います。

歳出については、表の一番左、事業名欄の一番上、6号地事業費で、予算額は8億1,01 5万円です。

本事業は、6号地造成費に係る減債基金の積 立てなどに要する経費です。

次にその下、公債費ですが、予算額は890

万3千円です。

本事業は、6号地造成に伴う起債の利子償還 に要する経費です。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

鴛海委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

次に、第11号議案令和2年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

外池港湾課長 第11号議案令和2年度大分県 港湾施設整備事業特別会計予算について御説明 します。

63ページにお戻りください。表の一番左、 区分欄の上から3番目です。予算額は、表の左 から2番目、予算額(A)の欄にあるように2 7億4,473万3千円です。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の右、 使用料及び手数料として、附属地や野積場など の使用料が14億6,768万3千円、さらに その五つ右、県債として港湾施設建設事業債の 借入れが12億7,300万円です。

次に、66ページをお開き願います。

歳出については、表の一番左、事業名欄の一番上、港湾施設管理費で、予算額は2億3,0 55万4千円です。 本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の管理に要する経費です。

その下、大分港大在コンテナターミナル管理 運営事業費7,910万6千円は、指定管理者 への委託料や維持修繕などに要する経費です。

また、その下、別府港北浜ヨットハーバー管 理運営事業費の930万円も同様に指定管理者 への委託料などに要する経費です。

次にその下、港湾施設維持修繕事業費ですが、 予算額は1億2,045万4千円です。

本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の維持修繕を行うものです。

次にその下、公債費ですが、予算額は7億3, 153万9千円です。

本事業は、港湾施設整備事業に伴う起債の元 利償還金です。

次に、67ページを御覧ください。港湾機能施設整備事業費ですが、予算額は15億7,378万円です。

本事業は、大分港、津久見港、別府港、臼杵港、佐伯港、中津港の埠頭用地の造成などを行うものです。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員 コンテナターミナルビルについて、土木が多分この予算管理をしているわけなんだけど、状況は商工じゃないと分からないんですか。ターミナルの稼働とか、最近は非常に輸入ものが少なくなってきているじゃないですか。それで、ガントリークレーンとか結構値引きしているんだけれども、そういう問題で、全体的な使用割合が少なくなっているかどうかは土木でも分かるのかな。

もう一つ、ヨットハーバーは今全部埋まっているのか。その二つを教えてください。

外池港湾課長 コンテナターミナルついては、 土木建築部で承知をしています。コンテナの取 扱いは平成8年から供用開始しているんですが、 ずっと右肩上がりで伸びている状況です。

それから、ヨットハーバーについては、詳し い数字は手元に持っていないんですが、かなり 充足していると報告を受けています。

鴛海委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

鴛海委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

次に、第41号議案令和2年度における土木 事業に要する経費の市町村負担について執行部 の説明を求めます。

渡辺土木建築企画課長 第41号議案令和2年 度における土木事業に要する経費の市町村負担 について御説明します。委員会資料の2ページ をお開き願います。

これは、1の提案内容にあるように、令和2年度の土木事業に要する経費の一部として、地 方財政法等に基づき、関係市町村に負担を求め ることについて、議決をお願いするものです。

負担割合については、2の令和2年度負担割 合にあるとおり、令和元年度と変更ありません。

なお、各事業の負担割合等については、事前 に関係市町村の同意をいただいています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これよ

り採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

鴛海委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

次に、第42号議案おおいた土木未来プラン 2015の変更について、執行部の説明を求め ます。

山本建設政策課長 第42号議案大分県土木建築部長期計画おおいた土木未来プラン2015 の変更について御説明します。

昨年の第3回及び第4回定例会において、おおいた土木未来プラン2015の変更について、その概要並びに改訂素案、主な見直し内容などを御説明したところです。

本定例会においては、その成案を議案として 上程していますので、本日は主な変更内容等に ついて御説明します。

委員会資料の3ページを御覧ください。土木 未来プラン2015の構成です。

上段の枠が、時代の要請です。県の長期総合 計画の項目を踏襲し、土木建築部における課題 について記載しています。

大分県版地方創生の加速前進、先端技術への 挑戦、強靱な県土づくりという時代の要請に対 して、「生命(いのち)」を紡ぐ県土づくりを基 本理念とし、安心な暮らしを守る強靱な県土づ くりなど、三つの分野により安心な暮らしを守 り、地域の活力と発展を支える県土づくりを進 めていきます。

プランの主な変更内容については、お手元の 冊子おおいた土木未来プラン2015(改訂 案)で御説明します。まず、冊子の16、17 ページをお開きください。

治水対策の推進では、17ページの一番上に、

近年の気候変動を踏まえた総合的な治水対策の 取組を新たに記載しています。また、抜本的な 治水対策の要となる玉来ダムの早期完成や河川 改修、河床掘削などにも取り組んでいきます。

次に20、21ページをお開きください。

地震・津波、高潮対策の推進では、21ページの下の目標指標の表にあるとおり、緊急輸送 道路における橋梁の耐震化について、昭和55 年より古い基準により設計された橋梁の対策が 完了することから、次の段階として、平成8年 より古い基準により設計された橋梁の耐震化を 進めていきます。また、表のすぐ上ですが、最 大規模の高潮を想定した高潮浸水想定区域図の 作成・公表など、新たな取組を追加しています。 次に28、29ページをお開きください。

快適な都市空間の形成では、29ページの一番上、都市の骨格となる道路整備の3番目に、大分市内の交通円滑化に向けた新交通システム導入の検討や大分スポーツ公園へのアクセス改善の取組を追加しています。また、ページの下の方になりますが、大分県自転車活用推進計画と連携し、自転車の通行空間を確保した道路整備を推進します。

43ページから53ページにかけては、各施 策を推進する上で、共通の考え方や留意事項と なる取組に当たっての視点を記載しています。

47ページをお開きください。中ほどに、公 共事業の生産性向上を図るドローンなど先端技 術の活用を追加しています。

50ページ、51ページをお開きください。 建設産業の担い手確保・育成の視点などを追加 ・拡充しています。

また、55ページから70ページには、豪雨 災害対策や九州の東の玄関口としての拠点化な ど、土木建築部として重点的に取り組む八つの プロジェクトを記載しており、現プランのプロ ジェクトに係る取組内容を追加・拡充していま す。

67ページをお開きください。新たなプロジェクトとして、県と市町村が一体となって公営住宅をマネジメントする公営住宅マスタープランの策定及び推進を追加しています。

次に72ページをお開きください。目標指標については、上から8番目の市町村の国土強靱化地域計画の策定数や表の一番下県内港湾の公共埠頭取扱貨物量など、新たに六つの指標を追加し、プランの達成に向け、しっかりと進捗管理を行っていきます。

以上が主な土木未来プランの変更及び追加内容です。

計画目標の令和6年度に向けて、土木建築部職員一丸となり、安心・活力・発展の県土づくりに全力で取り組んでいきます。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

玉田委員 3ページの土木未来プランの改訂版 の構成の中の、左下の取組に当たっての視点で、 今回新たなポイントとしてICTと、それから 担い手の確保、育成があがっていますが、計画 を推進する中で、ぜひ注目してほしいのが、今 回2020年度の県立高校の1次入試の最終志 願状況で、新設した国東の環境土木が1次募集 25人に対して最終志願が11人なんですね。 これは先般、福祉のときにも申し上げたんです が、介護人材が足りない中で、大分県の福祉関 係の学科に中学校から入学志願するという子が 一桁のところもある。今回、国東も力を入れて 出しているけど、中学生からこの道に進もうと いう子が現実にはこうなんだということですね。 いろんな議論があると思いますが、高校を出た 後の就職先での勤務・労働条件がどうだとか、 今のところ給与は上がっているかと思いますけ れども、その先の出口がどうなのかという視点 で、よっぽど力を入れてやらないと、簡単には 増えないんじゃないかなと思います。入試の志 願状況等を見ながら、高校を出てからその道に 進む人たちの割合を見ながら、しっかりと注視 していってほしいと思っています。もし何かあ れば。

山本建設政策課長 私どもも建設業の担い手確保を含め、そういうのは大切だと思っています。 今、おおいた建設人材共育ネットワーク、BU ILD OITAというのがあります。次代を 担う建設人材を確保、育成するための産学官連携組織で、大学とか高校、建設業協会や九州地方整備局、そういう27団体が集まって人材の確保、育成していくための取組をやっていこうというネットワークです。その中で、いろいろPRをしています。例で言うと、映画館で映画の間のシネアドというんですかね、ああいう動画を流したり、テレビで30秒のBUILDOITAのCMを流したりしています。今年度は8月に中学生向けのビルド大分サマースクールを行い、土木の最新技術を学ぶ体験型の取組もしています。そういう形で中学生、また他の事業でも小学生を対象とした現場説明会などいろやっており、土木の魅力を発信していきたいと思っています。

堤委員 この中で63ページの一番下、申し訳 なさそうに東九州新幹線とか豊予海峡ルートと か書いているわけね。結局、高速交通体系とか 様々なことをするのに、こういう事業はやっぱ り必要だという認識のもとで書かれていると思 うんだけれども、そういう認識でよろしいんで しょうか。それだけ確認をしておきます。

山本建設政策課長 やはり東九州新幹線は、地 方創生回廊にもつながっていくので、やはりこ ういうのは必要だと考えています。

守永委員 二つほどあるんですけれども、まず、大分市内の交通の円滑化の中の一つとしてスポーツ公園周辺への自家用車でのアクセス改善です。29ページに記述はあるんですが、うちの会派からもモノレールがいいんじゃないかだとか南下郡の駅を造れだとか、そういう話も出てはいるんですが、今後、住民との意見交換なり、大分市がある意味、音頭を取らなきゃならない部分もあると思うんです。その連携のありようはどのようなイメージか教えていただきたい。あと66ページの宇佐市にあるラウンドアバウト、これは県内でも特徴的な実験事業だと思うんですが、現時点での評価と今後どこかモデル的に増やすことを検討されるのか、教えていただければと思います。

**岡本都市・まちづくり推進課長** 大分スポーツ 公園など、大分市の交通円滑化について、昨年 6月の知事と大分市長との政策協議の中で、一緒になって進めていこうと、県は我々都市・まちづくり推進課、並びに大分市は都市計画課と都市交通対策課が共同事務局となり、学識経験者と、あと交通事業者を含む構成で検討に着手しています。

新交通システムは、モノレール、LRT、B RT、この3種類あるんですけれども、これま での検討会の中で採算性や地形的な問題等から BRTに絞って、今具体的なルート等について、 新年度、検討を進めていきます。

あわせて、スポーツ公園の自家用車のアクセス改善についても今、松岡パーキングエリアのところをスマートインターチェンジ化で検討できないだろうかと、現時点で3ルートを選定し、今後、具体的な費用対効果だとか、諸課題の検討を進めていきます。

あくまでこれは実現性の有無の検討ですので、 ある程度事務局並びに学識経験者等で素案がで きましたら、市民の方々とか県民の方々に周知 していきたいと思っています。

藤崎道路保全課長 ラウンドアバウトの件です。 昨年の10月から社会実験を始めて、現在粛 々とやっています。1月から2月にかけて、ド ライバーや歩行者の方にアンケートを取ったと ころ、ドライバーの意見としては、大体6割か ら7割が今までの待ち時間がないもんですから、 慣れれば比較的スムーズに回れるようになった よとか、そういった意見でした。また一方で、 歩行者の方は、今まで車が信号で止まっていた んですけど、横断歩道で待っとっても、本来は 横断歩道で人がおれば車が止まるんですけど、 そこがなかなか止まってくれるかどうかが分か らんというちょっと不安な面も聞き取れていま す。これは構造ではなくて、運転手のマナーア ップで、警察とも連携しながら、啓発をまた考 えていければなと思っています。

また、県内の他の箇所ですが、今回ここの箇所を決める際に、県内の交差点から抽出して、ここが適地だろうということで、社会実験の一つ目としてスタートしています。ラウンドアバウトは信号もなくて、停電時でも信号整理がい

らないもんですから、有用だということであれば、導入を考えていければなと思います。今のところ具体的には他の箇所というのはありません。

守永委員 市内の交通円滑化の部分については、 専門家の議論で、ある程度こういうプランでというのが固まっていくと、なかなか一般市民の 方から、これがいいとか悪いとかという話が出 づらい部分もあります。議論と並行して何か意 見を求めていくのも必要じゃないかなと思いま すので、その辺はぜひ検討をいただければと思 います。

あと、ラウンドアバウトは、あそこがスペース的にも広いし、確保しやすいしということもあったんでしょう。これからどうしていくか検討した上でとは思うんですけれども、どういうものか想像が結び付きにくい部分もあると思いますので、どこか県南なり県央の方でもモデル的な実験があった方がいいのかなという気がするんですが、また様子を見ながらぜひ御検討ください。お願いします。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これ より採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す ることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

鴛海委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

次に、第43号議案大分県県営住宅等の設置 及び管理に関する条例の一部改正について執行 部の説明を求めます。 **大野公営住宅室長** 委員会資料にお戻りいただき、4ページをお開きください。

第43号議案大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

まず、1連帯保証人の見直しですが、連帯保証人の人数を減らすとともに、家賃債務保証業者による保証を導入するものです。

背景・理由に記載のとおり、近年、少子高齢 化や人間関係の希薄化が進み、連帯保証人を頼 めるような近親者のいない単身高齢者等が増加 し、連帯保証人の確保が困難となる場合が増え ていくおそれがあります。

そのため、制度見直しの検討に記載のとおり、 連帯保証人を確保できないことが県営住宅への 入居の支障とならないよう配慮する必要がある こと、また一方で、連帯保証人の協力が家賃滞 納抑止のために極めて有効であることも考慮し ながら検討を行いました。

その結果、連帯保証人の人数を2名から1名に減じるとともに、家賃債務保証業者による保証を導入し、入居者が連帯保証人か家賃債務保証のいずれかを選択できることとし、連帯保証人を確保することが困難な入居者の負担の軽減を図るものです。

さらに家賃債務保証業者の保証についての免除規定を設けることとし、条例第11条第1項第1号及び同条第3項の規定を改正するものです。

次に、2民法改正に伴う敷金に関する規定の整備ですが、入居者からの敷金による債務弁済請求を認めないことを明確化するもので、例えば、入居者が今月分の家賃は敷金から払うと言ってもそれは認められないということです。

本年4月1日に施行される改正民法において、 敷金の定義や返還時期等、敷金の取扱いに関す るルールについて規定が新設されました。

その中で賃貸人は敷金を賃借人の債務の弁済に充当できるが、賃借人からの弁済請求はできないとする旨規定されましたので、条例もそれに倣い、第19条第3項及び第4項を改正するものです。

次に、3公募の例外の対象事業の追加ですが、 公営住宅法施行令第5条第1項の一部改正により、入居者公募の例外として、募集一抽選の手続を経ずに入居できる場合の特別な事由として防災街区整備事業が加えられたことから、条例についても第5条第5号の規定を改正し、同事業を追加するものです。

最後に、改正条例の施行日は、改正民法と同 じ、令和2年4月1日としています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員 まず一つ、民法改正で4月1日からこ れが変更になるわけですけれども、これは度々 私も言ってきたけど、国土交通省の住宅局長の 通達は、家賃をちゃんと払う能力とか誠意があ れば、保証人は必ずしも要しないというだけじ やなくて、民法の債権関係の規定の見直しとか 単身高齢者の増加など非常に取り巻く状況が大 きく変わったので、保証人に関する規定を削除 するという、非常に大きな流れの中での通達な んですね。県とすれば、基本的には保証人を付 けるのが流れになってしまっているよね。もう 一つ、それだけじゃなくて、総務省の行政評価 局が評価として出しているのが、住宅のセーフ ティーネット。さきほど土木未来プランの中で も住宅のセーフティーネットの問題がありまし たけれども、生活困窮者が保証人を見つけるこ とが容易でない、だから、国交省から通達が出 たんですよという、評価局そのものがこのよう な評価をしているわけですね。なぜ県として、 これは国の状況とかじゃなくて、こういう通達、 又は評価局の評価があるのにもかかわらず保証 人を付けるのかがよく分かりませんので、教え てください。

もう一つは、民法の改正で極度額が設定されましたよね。この極度額について、家賃との関係はどうなのかがよく分かりません。

もう一つは、保証業者、これは商売ですから、 保証業者が保証しない場合はどうなるのか。こ ういうケースは出てくると思うんだけれども、 そうしたケースを考えているか。あと完納証明、 これも過去に言ってきたけれども、基本的な考え方は一緒なんですよ。国交省が完納証明の記載を外したのは、基本的な考え方は一緒ですから、これを付けるのはどういう状況か教えてください。

大野公営住宅室長 まず国交省から出された通達は、国交省が出している県営住宅管理標準条例案という、全国の各自治体が条例を作る際のモデルにしているものですが、この条例案から従来あった連帯保証人の記述が削除されたのは、今、委員がおっしゃったように、高齢者の増加の中で保証人を見つけることがだんだん困難になってきているので、国交省としてはそうしたと確かに通知には記載されています。

ただ一方で、一律に国交省として全国の自治体にそういった保証人の制度を廃止するように求めているわけでは決してなくて、各地域、各自治体がそれぞれの状況に合わせて判断してくださいということでした。それで、県としてもそういった状況を踏まえて、いろいろ検討してきたわけです。大分県でも当然高齢化が非常に進んでおり、今後、高齢者を中心に連帯保証人を見つけるのが難しくなってくるのは間違いないだろうと判断しています。それもあり、今回そういった負担軽減をする制度改正を御提案しています。

ただ一方で、今現在、連帯保証人が家賃滞納者の方に働きかけをして、そのことをもって家賃の滞納を抑止する効果があるともまた考えています。県営住宅は低廉な家賃設定をした上で、その家賃をきちんとお支払いいただいて、住宅を提供するということで運営しています。そういったことをあわせて考えた場合に、本県としては従来2名であった連帯保証人を1名、半分に減らす、それからどうしても見つからない方で、若干でも経済的余裕があれば、家賃債務保証業者に定額料をお支払いいただいて、御契約いただくという選択肢も準備させていただきました。それが1点目です。

あと2点目、極度額についてですが、これは 今回御提案した条例改正案が可決された場合に、 すぐに新しい制度を4月1日から進められるよ うに、規則の改正検討作業、準備作業を今進めています。ですから、今現在ではまだ確定はしていませんが、今の案では家賃の12か月分という形で検討を進めています。

それから、あと3番目、家賃債務保証業者と 契約できなかった場合どうするのかというお尋 ねです。まず一つ考えられるのは、契約料を支 払う負担能力がない、本当に困窮されている方 がいらっしゃるか分かりません。その場合に考 えられるのは、我々日頃から福祉部局と連携を 図るようにしており、例えば、生活保護制度を 活用すれば、そういった保証業者に対する契約 料も保護費の中から支給可能であると聞いてい ます。そういった福祉制度につないでいくこと が考えられると思います。この辺りの詳細な取 扱いについては、まだちょっといろいろ検討し ているところもあり、確定しているわけではあ りません。

それから、あと4番目、完納証明ですが、これについても国交省は、条例改正案ではなくて、説明文の中から完納証明を求める云々というところを取り除いたんですけれども、先ほど申し上げた連帯保証人と同じく、各地域ごとの状況に応じて判断しなさいということでして、全国的にも約半分ぐらい判断が分かれている状況です。やはり入居していただく以上は、きちんと家賃をお支払いしていただかなくてはいけないということで、ある程度大丈夫だなということを判断するために、完納証明を一応提出していただいて税金の滞納がないことを確認しています。これは大分県の場合は住民税のみを対象にしているんですけれども、そういった取扱いをしています。

**堤委員** 結局、国交省とか総務省の通達を考えていないわけよ、早い話が。最後の一文、つまり各県、各自治体の判断でやりなさいというところだけを大上段に捉えて言っているわけね。前段の部分の検討がなされていないから、このような結果になるわけよ。実際に保証人がなくて入居を断られたというケースも結構あるわけですよね。それをなくすために、セーフティーネットという意味から、これをやろうというこ

となんでしょう。そういう基本的な考え方がやっぱり条例の改正の中で抜けている。これは非常に大きな問題と思いますよ。

実際に今、完納証明を取っているでしょう。 そういう方々は滞納していないの。実際しているでしょうが。よく毎年議会に出るじゃないですか。何でもう少し実際入居される方々の立場に立った条例の改正をしないのかなと本当にこれを聞きながら思いましたよ。

だから極度額とか、そういう問題はこれから 詳しく決めていくという話なんだけれども、これも非常におかしい。もう4月から始まっちゃ うわけでしょう、条例改正によって。細目も決まっていないんじゃ、あり得ないでしょう。4 月5日か10日かの入居から始めちゃうでしょう。そういうずさんな条例の改正は本当におかしいと思います。これは意見として言っておきますので、ぜひよく考えて、今後検討も含めて考えていただきたいと思います。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

鴛海委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。 次に、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から、合い議のあった第23 号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正 についてのうち、本委員会関係部分について執 行部の説明を求めます。

**樋口建築住宅課長** 第23号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうち、建築物エネルギー消費性能認定申請に係る審査手数料の改正について御説明します。資料の5ページを御覧ください。

今回の条例改正は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に係る関係省令の一部改正に伴うものです。この法律は、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的としたもので、今回の改正は申請等を簡素化したものです。

改正の内容は、(1)に示しますとおり省エネ性能認定申請において、モデルを用いた簡易な申請方法を追加したもので、共同住宅においてはフロア入力法、戸建住宅にはモデル住宅法が追加され、簡易な計算で申請することができるようになりました。

この簡易な申請方法が新設されたことに伴い、 手数料を新設するもので、現行の審査より項目 が減少し、仕様基準のみで審査する内容と同等 なことから、既に設定されている仕様基準に適 合の場合と同額で設定するものです。

次に、(2)については、省エネ性能認定申請、向上計画認定申請及び低炭素計画認定申請 において、共同住宅の廊下などの共用部分を含めない申請方法が追加されました。

この申請方法が新設されたことに伴い、手数 料を新設するもので、面積区分に応じた金額の 変更はありませんが、条文中に共用部分を含め ない面積での申請も可能な旨を追加するもので す。

続いて、下段枠内の(1)の省エネ性能向上 計画認定を受けた建築物の省エネ性能適合判定 の一部省略について御説明します。省エネ性能 適合性判定については、非住宅部分の床面積が 2千平方メートル以上の特定建築物は省エネ基 準に適合していることの判定を受ける義務があ ります。

今回、適合判定より厳しい基準である省エネ 性能向上計画認定を受けた複数の建築物では、 主たる建物は申請免除となり、その他の建物では判定の一部が省略されることとなり、これに伴い、手数料を新設するものです。

現行の適合判定事務よりも審査項目が省略されているため、同等の審査内容で既存の設定のある省エネ性能認定申請の適合証ありの場合と同額で設定するものです。

施行期日ついては、本条例の公布日からとしています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 別に御質疑もないようですので、 これより採決します。本案のうち、本委員会関 係部分については、原案のとおり可決すべきも のと総務企画委員会に回答することに御異議あ りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、 本委員会関係部分については、原案のとおり可 決すべきものと総務企画委員会に回答すること に決定しました。

次に、総務企画委員会から合い議のあった第25号議案大分県長期総合計画の変更についてのうち、本委員会関係部分及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

山本建設政策課長 第25号議案大分県長期総合計画の変更及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定のうち、 当部関係部分について御説明します。

長期総合計画及び総合戦略は、共に将来の大 分県づくりに向けた長期的・総合的な指針を示 す計画であり、本日は、両議案を一括して説明 します。

議員の皆さまには、昨年の第3回及び第4回 定例会において、内容等について御議論いただ きました。さらに、長期総合計画については、 1月下旬にも臨時常任委員会において御意見等 をいただいたところです。

また、年末よりパブリックコメントを実施し、 県民の皆さんから幅広く御意見をいただくとと もに、外部有識者からなるプラン中間見直し委 員会や市町村長と連携したまち・ひと・しごと 創生本部会議でのこれまでの議論を踏まえ、最 終的な計画案を作成しました。

本日は、お手元にお配りしている成案につい て御審議いただければと存じます。

まず、議案別冊大分県長期総合計画「安心・ 活力・発展プラン2015」(改訂案)を御覧 ください。

前回お示しした素案からの主な変更点等について御説明します。

3ページをお開きください。

1時代の要請として、変化する社会情勢等を示していますが、そのうち、中ほどにSDGs について記載しています。

SDGsの理念に基づく取組を求める御意見が多くあったことから、当該箇所においてその姿勢を具体的に記述するとともに、素案では参考資料として記載していたSDGsに関する取組について、151ページから始まる計画推進のためにとして位置付けることにより、持続可能な社会の実現を図る姿勢を示しました。

土木建築部関係では、素案からの変更点はありませんが、パブリックコメントでは自転車通行空間の整備や県土の強靱化などについて計7件の御意見をいただきました。

それらは、既に成案に盛り込まれている内容 や具体的な事業の実施に関する要望等でしたの で、いただいた御意見を踏まえ、今後の事業を 進めていきます。

以上が、大分県長期総合計画の変更に係る説明となります。

続いて、第2期まち・ひと・しごと創生大分 県総合戦略の策定について、御説明します。

議案別冊第2期まち・ひと・しごと創生大分 県総合戦略(案)を御覧ください。

本戦略は、長期総合計画の中から、まち・ひ

と・しごと創生に関連する施策を、集中的・重 点的に推進するための計画として策定するもの です。

48ページをお開きください。これは、長期総合計画と総合戦略の関係を示したものです。

本戦略では、長期総合計画における取組を、総合戦略の基本目標であるI人、II仕事、III地域に沿って整理しており、その具体的な取組内容は、長期総合計画と同一のものとなっています。

したがって、素案からの変更点についても、 長期総合計画と同様の内容となっています。

大分県版地方創生は、地方に人をつくり人を 育て、仕事をつくり仕事を呼び、人と仕事の好 循環で地域を活性化しようとするものであり、 本県がこれまで取り組んできた安心・活力・発 展の大分県づくりと軌を一にするものです。

これまでの成果に新たな政策を積み上げなが ら、安心・活力・発展の大分県づくりを進める とともに、大分県版地方創生を加速前進させて いき、今世紀末で90から100万人程度の人 口を維持しようと考えています。

計画の内容についての説明は以上ですが、他 方、計画はその実効性も重要であり、本日は、 両計画の実行に際しての御意見等もいただけれ ばと存じます。

**鴛海委員長** ただいまの説明について、質疑、 御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、まず、 第25号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会 に回答することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会

にに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

鴛海委員長 賛成多数であります。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第26号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会 に回答することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会 に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

鴛海委員長 賛成多数であります。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。 次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

山本建設政策課長 大分県地域強靱化計画の見 直しについてです。

委員会資料の8ページをお開き願います。 別冊資料で、見直し後の計画をお配りしていますが、その概要となっています。

昨年9月の当委員会で見直し計画の素案として御報告申し上げたところですが、その後、パブリックコメントや市町村意見の聴取など計画見直しに必要な手続、有識者会議、庁内委員会を踏まえ、県計画の見直しを行いました。

見直し点について御説明します。

なお、見直し部分を下線でお示ししています。 まず、第1章の地域強靱化計画の基本的考え方 の基本的な方針等についてですが、気候変動等 による気象の変化を踏まえた施策の重点化、先 端技術の活用を追加しています。

次に、第2章脆弱性評価については、南海ト

ラフ地震や集中豪雨など大規模自然災害を想定 し、起きてはならない最悪の事態として新たに 3項目を追加し、38の項目を設定しています。

また、第3章地域強靱化の推進方針については、横断的分野の中に(C)防災教育・人材育成、(E)先端技術の活用の二つを追加しています。

具体的な取組について御説明します。資料の 右半分を御覧ください。今回、新規・拡充する 主な取組についてです。

①近年の災害から得られた知見の反映では、 気候変動の影響を踏まえた治水対策として、最 新の雨量統計の解析結果を踏まえた抜本的な治 水対策の推進、河川内樹木伐採や河床掘削の推 進強化を、また、被災者等の健康・避難生活環 境の確保として、災害時健康危機管理支援チー ムの体制整備・強化や災害派遣医療チームの隊 員養成への取組を継続するとともに研修・訓練 による機能強化に取り組みます。

次に、②社会情勢の変化等を踏まえた反映では、先端技術の活用として、ドローンによる発 災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検な どに取り組みます。また、地域のリーダー等の 人材育成、防災教育の充実、防災モニター制度 による災害情報の共有及び避難行動促進の支援 などに取り組みます。

③災害時に必要なインフラ整備、耐震対策・ 老朽化対策については、豊の国ハイパーネット ワークの老朽化設備の計画的な更新などを実施 します。

あわせて、企業のBCP策定を支援するとと もに、大分県業務継続計画の不断の見直しなど を引き続き推進します。

主な指標として、①近年の豪雨実績を反映させた治水対策着手箇所数など全76の指標を基に取組の進捗管理を行います。

また、巻末の89ページ以降ですが、強靱化 関連事業一覧としてお示ししています。

以上が大分県地域強靱化計画の見直し内容です。見直し計画に基づき、全庁をあげて県土強 靱化の歩みを加速前進していきます。

鴛海委員長 ただいまの報告について、質疑、

御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、②の報告をお願いします。

古庄河川課長 玉来ダム建設事業の進捗状況について御説明します。委員会資料の9ページを御覧ください。

まず、平成29年3月に契約を締結した玉来 ダム本体建設工事について進捗状況を御説明し ます。玉来ダムは竹田市大字志土知・川床に建 設する堤高52m、堤頂長145m、堤体積約 18万立方メートルの重力式コンクリートダム です。今年の1月末で約5万立方メートルのコ ンクリート打設を行い28%進捗しています。

今回、本体掘削の進捗に伴い地質の状況が確認できたことにより、変更契約の締結を考えています。

主な変更理由は、右下にあるように、地層が何層にも重なる阿蘇火砕流地帯特有の非常に複雑な地質への対応が必要になったことによるものです。

資料の10ページをお開き願います。

岩盤掘削途中に、左上の写真のように、上層 部では岩盤脆弱部が出現し、右上の写真のよう に、基礎岩盤は非常に亀裂が多いことが判明し たため、追加の対策が必要となりました。

そのため、発破試験による解析結果を踏まえ た掘削工法の変更や、貯水池対策工の岩盤面処 理の追加施工等を実施しています。

また、これらの複雑な地質への対策に伴い、 堤体コンクリート打設工程の見直しが必要とな り、設備の増強などといった完成期限への影響 がない打設工程の再構築を行いました。

さらに、ダム用コンクリートの骨材や鉄筋などの資材費、並びに労務費の急激な変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に変更し増額するものです。

これにより、契約金額は、当初93億8,0

88万円に対し、約27億8千万円の増額を見 込んでいます。

資料11ページを御覧ください。

次に、平成29年12月に契約した玉来ダム 放流設備工事について進捗状況を御説明します。 右上の写真にあるように、昨年度には工場での 製作が完了し、昨年8月より現場据付作業を実 施しています。

他県で実施した玉来ダムと同様の流水型ダム 建設において、常用洪水吐き周辺に強度低下を 招く貫通クラックが発生し、玉来ダムにおいて も同様の事象が懸念されることから、ひび割れ 防止対策として、傾斜ジョイントの追加をする こととしました。これに伴い、鋼製ライニング (放流管)の分割及び据付架台の変更が必要と なりました。

あわせて、堤体コンクリートと鋼製ライニングとの隙間をなくし一体化させることを目的としたグラウト注入を実施するためのグラウト配管の製作・据付けを追加したことにより増額するものです。

さらに、労務単価の急激な変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に変更し増額するものです。

これにより、契約金額は当初9億1,767 万6千円に対し、約1億5千万円の増額を見込 んでいます。

これらについては、次回の令和2年第2回定 例会において金額変更の契約議案を上程したい と考えています。

鴛海委員長 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、③の報告をお願いします。

高橋砂防課長 土砂災害防止法に基づく基礎調査の進捗状況等について御説明します。

委員会資料の12ページを御覧ください。最初に、基礎調査及び土砂災害警戒区域について

御説明します。

土砂災害防止法が平成13年に施行され、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにするための基礎調査に着手しました。

さらに、26年の広島土砂災害を受けて改正 された土砂災害防止法では、おおむね5年程度 で基礎調査を完了させるとされたところです。

県では、令和元年度の完了を目指し土砂災害 危険箇所1万9,640か所の基礎調査を加速 させ、予定どおり完了したところです。

グラフを御覧ください。このグラフは、基礎 調査と土砂災害警戒区域の指定状況を表したも のです。棒グラフは事業費を表しています。

実線のグラフは基礎調査の進捗で、点線のグラフは、土砂災害警戒区域の指定状況です。今年度までに約8割の指定を行い、令和2年度までに指定を終わらせることとしており、最終的に約23,605の区域となる見込みです。

なお、調査結果については、県のホームページ等で速やかに公表した上で土砂災害警戒区域 等の指定を行い、市町村において土砂災害ハザードマップを作成しています。

続いて、近年の土砂災害を踏まえた今後の対応について御説明します。

近年の豪雨では、基礎調査に基づき指定した 土砂災害警戒区域の周辺においても土砂災害が 発生しており、平成30年7月豪雨では、土砂 災害警戒区域以外で約1割の人的被害が発生し ています。

これは、基礎調査の対象とした土砂災害危険 箇所の抽出段階において、当時の地形図が粗く 谷地形や急傾斜地の判読が困難であり、区域指 定されていない箇所が存在したことが要因の一 つと考えられます。

中ほどの地形図を御覧ください。左側が土砂 災害危険箇所の抽出段階で用いた森林基本図で す。右側は、基礎調査の中で作成した位置や高 さのデータを持ったデジタルマッピングという 地形図です。下の図は、それぞれの地形図から 判読した横断図です。

急傾斜地における土砂災害警戒区域の指定基準である斜面の高さ5m以上、角度30度以上

について、森林基本図では基準に該当しませんが、デジタルマッピングは、基準に該当します。 このような精度の高い地形図を用いて土砂災 害のおそれのある箇所を抽出し、基礎調査、土 砂災害警戒区域等の指定を今後も行っていきます。

また、土砂災害警戒区域については、市町村 と連携して警戒避難体制の整備に努めていきま す。

鴛海委員長 質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、以上で 諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**玉田委員** 新型コロナウイルスの関係で土木建築関係にどういう影響を与えているか、今の段階でどういう情報収集をしているかとか、今後正式に土木建築部で調査するとか、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

山本建設政策課長 コロナウイルスについては、 国から2月28日発出で、工事等の一時中止、 まず第1段階で3月15日まで、コロナウイル ス関連で工事ができないということがあれば、 県としても工事中止をしてくださいと、国とし てはそうしますという話がありました。

県としてもこれを受けて、3月3日付で同じような通知を出しました。コロナウイルス関連であれば、3月15日まで中止していいですというものです。

そのとき履行中の工事が1,178件、委託も合わせて2,100件ぐらいあったんですけれども、工事中止の意向を示した工事等は9件ありました。工事が2件で、委託が7件でしたが、事故繰りではなくて、もともと繰越しをしていたものの工事中止とか、あとはそれでも年度内に完成させるという工事でした。それからまた3月19日まで国が延ばすということでしたので、県も同じようにしています。件数としては変わっていません。

紫村工事検査室長 検査室も似たような対応を しており、検査については感染予防に必要な対 策を講じた上で、最小限の人数で現状どおり実 施するのが原則としています。また、現場代理 人等が臨場できない場合は代理者での実施を認 めるということもしています。

委託については、テレビ会議等での検査も可能としています。今のところ1件程度申込みがあっています。

**三村公園・生活排水課長** 当部が所管している 県有施設のキャンセルに伴う影響を御説明しま す。

多くの施設を当部は所管しているんですが、 代表してスポーツ公園の事例を申し上げたいと 思います。

スポーツ公園は武道スポーツセンター以外は 当部の公園・生活排水課が所管しており、今回 の一連のキャンセルでどれだけの損失と言いま すか、収入の減があったかと申しますと、3月 分で現在のところ170万円余りとなっていま す。その他の施設に関してもやはり自粛要請を しているので、かなりこの関係でキャンセルが 出ています。これは県の歳入ですので、それが 減すると。そういった影響は出ています。

**玉田委員** 大体のお話は分かったんですが、建 築の現場で、中国からも部品の輸入がストップ していて、製品ができなくて、例えば、トイレ が据え付けられなくて、新築の家でも仮設トイ レを使ってもらっているとか、そういう話も聞 いていますし、いろいろ現場では混乱が広がっ ているんだろうなと思うんです。民間業者の現 場での混乱については、これは商工になるんで すかね、そういうものの把握というのは。それ とも対策本部とかで一括して収集していくんで しょうか。

中園施設整備課長 今、委員がおっしゃったように、中国の部品が今供給がストップしており、建築の衛生器具であったり、空調設備が生産できないということで、一部のメーカーが新規受注を止めているという状態になっています。

県工事については、商品を他のメーカーのも のに代えたりとか、そういった対応で今工事に ついては影響はほとんどないような状況になっています。

また、こういった情報については、対策本部の中で情報を取りまとめていくこととなると了解しています。

山本建設政策課長 さきほどの答弁で言い間違いがありました。3月19日まで延ばしたときも9件で変わっていませんという話でしたが、追加がないということで、3月19日までに伸びたのは9件のうち2件ほどありました。

御手洗副委員長 最後に、コロナウイルスですが、今、来年度の予算を含めて審議したわけですが、これがまともにいけばいいんですけれども、非常にそこのところが難しいのかなと思うんです。何とかいろんな事業が展開できる形になればいいかなと思うんですが、見通しは立たないでしょうね。

湯地土木建築部長 まだまだ収束はしていません。毎日のように状況が変わっていますので、影響はないとも言い切れませんし、さきほど言われたように、県の方も何度も対策本部会議を開くなどして、今後の対応について今検討している段階ですので、また新年度になって影響が続くようであれば、またいろんな形で御相談をさせていただくことになるかと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**鴛海委員長** ほかにないようですので、ここで 一言、私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

[湯地土木建築部長挨拶]

鴛海委員長 ありがとうございました。

それでは最後に、この春で御退職される和田 審議監と紫村工事検査室長から一言お願いした いと思います。

[和田審議監挨拶]

〔紫村工事検査室長挨拶〕

**鴛海委員長** ありがとうございました。

これをもちまして、土木建築部関係を終わります。

執行部及び委員外議員の皆さまは御苦労さま でした。

#### [委員外議員·土木建築部退室]

**鴛海委員長** この際、ほかに何かありませんか。 [「なし」と言う者あり]

**鴛海委員長** 別にないようですので、ここで、 委員の皆さまに一言お礼を申し上げます。

[委員長挨拶]

**鴛海委員長** これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。